

## 国民学校令期の学校衛生に関する研究 体錬科「衛生」の史的役割の検討を中心に

野村 良和

### A Study on the School Health Education under the “Kokumin Gakkou Law”

NOMURA Yoshikazu

The aim of this study is to examine the developing process of the school health education system in Japan. So, in this study, the historical role of the “Hygiene” in the physical education subject “Tairen-Ka” (1946-1950) has been considered.

The results are as follows;

1. In Japan, health education was accepted as an important area by officers of the Ministry of Education, school health personnels, and many school teachers before the 2nd World War.
2. The health education had been constructed from two activity areas. One is health teaching (instruction) and another is health training. And, then, the health training had been regarded as a very important activity for students in schools.
3. The teaching materials related to hygiene had been programmed in the subject of physical education (Tairen:1946) for the first time. But the result of the “Hygiene” as the school health education was not so effective.
4. In Japan, the theoretical or academic relationships of the physical education and the health education had not been clear from then.

**Key words:** School health, Health education, Health and physical education, Hygiene

#### I . はじめに

現在の学校保健制度の骨格は戦後の教育改革の中で構想され形作られてきた。その設立経緯等に関しては、これまで国内の資料に加えてアメリカで保管されていた戦後資料の分析も行われてきたが、未だに必ずしも十分には解明されていない問題も残されており、今後更なる検討が必要とされている<sup>2, 16-18, 32, 39, 40, 46, 47</sup>。

それと同時に、戦後の体制の前段階である戦前・戦中の状況を適切に評価することが必要である。特に学校における保健教育（保健学習）は、戦後、アメリカの影響を強く受けながら保健体育科（小学校では体育科）における保健を中心として実施されることになったが、この点についての戦

前との関係については未だに十分な評価が行われていない。

かつて我が国では大正期より衛生教育のみならず、学校教育全般にわたって自主的な教育課程編成運動が芽生つつあったが、1937（昭和12）年頃からは教育政策全体が国家意識の高揚・皇国民の錬成という方向に向かい、画一化の一途をたどることになる<sup>42</sup>。そして1941（昭和16）年にそのような政策の一端として国民学校令が制定され、それまでの体操科が体錬科となり、武道と並んで「衛生」領域が新設された。それは体操という一領域の一部ではあったが、我が国の体育領域に衛生（保健）的内容が正式に位置づけられたのはこれが最初である。<sup>注1)</sup>

そこで本研究では戦後の保健体育科の前身とされている、国民学校令によって体錬科体操の中に設置された「衛生」領域の学校衛生（保健）の歴史上の役割について考察した。

## Ⅱ．学校衛生行政の推移

### 1. 行政機構における「体育」と「学校衛生」

一時期行政機構の中で衰退傾向の見られた学校衛生も大正期には活性化されてきたが、1928（昭和3）年にそれまでの学校衛生課が体育課と改称された。これはそれまで内務省の衛生局で取り扱っていた体育運動に関する事項が文部省へと移管されたことに伴うが、このような名称の変更は現在では考えにくい<sup>25)</sup>。

その点について体育学研究の立場から高島平三郎は、当時の体育と学校衛生との関係を次のように捉えていた。すなわち明治期以来、我が国のみならず欧米においても「体育」と「学校衛生」の概念や位置づけは混乱しており、「是等の区別は、固より厳密なる科学的根拠より出でたるにあらずして、慣例と便宜とに従へるものならん。」と指摘している<sup>44)</sup>。このような当時の判断は、我が国のこれらの概念が形成される過程、言い換えれば「体育」や「学校衛生」という言葉が研究や教育の対象とされたり、行政機構や制度の中で用いられるようになる過程において、理論的背景ないしは科学的思考よりむしろ、歴史的な「慣例」と現実的な「便宜」がより優先されてきたことを示している<sup>9)</sup>。

このような体育関係者或いは体育領域における「学校衛生」の捉え方と、衛生学関連領域を基盤として学校ないしは児童生徒の衛生（保健）問題について、学校環境衛生や疾病等を中心に上げてきた主として医学関係者等の捉え方には、かなりの相違点がある。それらの違いを体育史研究者である木下秀明は、前者を「身体教育を意味する体育的學校衛生觀に基づく形式的『學校衛生』」、後者を「衛生學的學校衛生觀に基づく實質的『學校衛生』」として区別している<sup>10)</sup>。

このように体育の一部、或いは一性格であるとされた「衛生」が、そのまま学校衛生という用語に置き換えられていくことに、当時の少なくとも体育関係者と文部省関係者の中では、特段の矛盾を生じること、問題指摘を受けることもなく進められてきた。またこのようなある種の矛盾は、

この時期に出現したのではなく、明治の早い時期から存在していたと判断できる<sup>11,43)</sup>。

結果として文部省における体育と学校衛生の関係が内部的共通理解の上で進められる中、1938（昭和13）年に厚生省が設置されたことに伴い新たな混乱が生じることとなった。まず厚生省の体力局に体錬課と錬成課（後の鍛錬課）が置かれたため、文部省との役割分担で軋轢を生じることになる。

更に1941（昭和16）年に、学校教育における鍛錬の重要性を引き取りつつ体育課は体育局と格上げされた。これは国策に基づく行政上の体育の地位の向上ではあるが、学校衛生関係者は必ずしも利益を得たわけではなかった。例えば岩原拓課長の部長昇進が阻止されたり、また学校衛生掛長の職にあった大西永二郎は、厚生省への事務の一部移管に伴う定員削減の余波で囑託とならざるを得ず、その後は主として帝国学校衛生会<sup>31)</sup>の機関誌「学校衛生」の編集に専従せざるを得なくなった<sup>24)</sup>。

### 2. 衛生課における所轄業務

文部省分課規程抄（昭和16年1月8日）の「第六條」で「体育局ニ体育運動課・訓練課及衛生課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム」という規程が定められ、この体育局衛生課（後に保健課と改称）の取り扱い範囲は以下ようになった。

- 一 學校ニ於ケル設備衛生及教授衛生ニ關スルコト
- 二 生徒ノ衛生訓練ニ關スルコト
- 三 學校身体検査ニ關スルコト
- 四 學校給食其ノ他衛生養護施設ニ關スルコト
- 五 學校医及學校齒科医ニ關スルコト
- 六 養護訓導及養護婦ニ關スルコト
- 七 教員ノ保健及保養所ニ關スルコト
- 八 其ノ他學校ニ於ケル衛生ニ關スルコト

これらは全体として衛生管理的内容が主であり、衛生訓練に関しては扱うこととされているが、衛生知識の教育即ち衛生教授に関する事務内容が存在しない点が注目に値する<sup>30)</sup>。またその名称が「衛生課」であり「学校衛生課」ではなかったことも同様である。

## Ⅲ．衛生教育の振興

### 1. 衛生知識の教授<sup>注2)</sup>

文部省はかねてより衛生教育や衛生訓練の充実を検討してきていた。1923（大正12）年には全国

連合学校衛生総会に対して「学校における衛生教育を徹底させる具体的方策に関し」、そして1931（昭和6）年に「学校における衛生訓練の実施に関し特に留意すべき事項に関し」の諮問を行っている。その前者に対する答申は以下のようである<sup>26)</sup>。

教員に対して

- (一) 師範学校における衛生教育の向上
- (二) 現在の教員に対し衛生に関する講習会の開催
- (三) 校医が教職員に対し衛生の指導を積極的に行う

生徒児童に対し

- (一) 国定教科書中に衛生に関する事項を増加
- (二) 学校医の授業時間中の衛生講話
- (三) 学校看護婦を介して衛生教育の補助
- (四) 父兄会議等における学校医の衛生講話の必要

このように衛生教育の振興を企図する動きは早くから見られ、その後昭和初期にはアメリカにおける健康教育の発展の影響を受け、各地で児童生徒の自主性や自発性を尊重し、特に衛生行動（習慣）の習得を目指した教育課程の自主編成が積極的に行われるようになってきた。この動向は、当時のアメリカにおける健康教育の第一人者であったマサチューセッツ理工科大学の公衆衛生学教授であったC. E. ターナーが1936（昭和11）年に来日したことにより、一段と活発になった<sup>27, 29)</sup>。その結果、各地の学校において実際に系統的教育課程を編成し、「健康科」或いは「保健科」等という名称の下に授業が展開された例もあった<sup>3, 23, 48)</sup>。

このように、衛生知識の教授の時間として、「健康科」等の名称の教科を新設すべきとする主張が教育現場において行われるようになる。それらに加えて組織的な要望も出されるようになってくる。例えば1938（昭和13）年の地方学校衛生技師会議において、文部大臣の諮問「学校体育ノ刷新振興ニ関シテ衛生養護ノ適切ナル方案如何」に対して、以下のように答申をしている。

- 一 健康生活ノ陶冶ヲ正課トシ之ニ一定ノ時間ヲ配当スベシ
- 二 衛生訓練ヲ重視シ要目ヲ定メテ之ガ徹底ヲ期スベシ

また同年の全国学校衛生主事会議の決議案にも「健康知識教授のための正課時を新設せよ」との要求が盛り込まれるに至った<sup>19)</sup>。

このように衛生教育のための教科の新設の要求は各地の学校現場及び学校衛生会ないし、その中心となっていた学校衛生主事らによるものが主であった。尚、この動向は一部戦後にも受け継がれていった。<sup>注2)</sup>

ところで国民学校令制定前に各教科に散在していた衛生に関係を持つ内容は、表1のようであった。

しかし衛生教育のための独立した時間の設置について、文部省関係者は否定的であった。それは新たな教科の設置は当時の体制の中では実現不可能であるという現実的判断を前提とし、健康の指導や教授は、既成の教科及び学校教育全体として取り扱うべきであることを協調していた。例えば大西永次郎は「理数科に於ける衛生は、知識としての教授に止まらず、日常生活に於ける実践を重視し、体錬科に於ける衛生は、実戦訓練を通して確固たる健康習性の陶冶を目指し、国民科に於ける修身に於いても健康・衛生は、国民陶冶の重要条件としてその修練が要望せられている」と述べており<sup>35)</sup>、現状の教科体制による役割分担を主張している。<sup>注4)</sup>

更に、教科の新設に伴う児童への負担の増加は、学校衛生（教授衛生）の基本的理念に反するとの考えもあった<sup>20)</sup>。

## 2. 衛生訓練の徹底

一方、衛生訓練の振興については、前述の文部省からの1931（昭和6）年の諮問の、「学校における衛生訓練の実施に関し特に留意すべき事項に関し」に対する全国連合学校衛生総会の答申には以下の項目が含まれていた<sup>26)</sup>。

- (一) 文部省における衛生訓練実施要目の制定
  - (二) 地方における衛生訓練実施細目の必要
- (以下略、全12項目)

つまりこの時点で衛生訓練を重視する観点から、全国的並びに各地方における指導指針の制定が求められていた。<sup>注4)</sup>

これに応えるべく大西永二郎は、児童の健康訓練として必要な要目として、次の25項目をあげている。それは、姿勢、清潔、食事、摂生、耐寒、耐熱、作業、休養、睡眠、優性、救急、安全、繃帯、予防、消毒、測定、呼吸、歩行、摩擦、戸外、運動、矯正、視聴、正座、看護である<sup>37)</sup>。

一方地方における衛生訓練実施細目として、東京市は学校衛生技師であった近藤政義の提案に基



康訓練とに結合してのみその効果を全うし得るのである。」と述べている<sup>7)</sup>。このように一応は(科学的)知識理解の必要性を述べてはいるものの、結論的には国策としての健康訓練の重要性を協調している。

同様に佐賀県学校衛生技師の嶋田忠男は「国民学校衛生要義」(1942)において、次のように述べている<sup>41)</sup>。

「生徒児童の生涯を通じて日常生活に必須な衛生上の智識を修得せしむるための方策を衛生教授と名付け、その智識を実践的に訓練して之を日常生活に駆致せんとするを衛生訓練と言ひ、衛生教授と衛生訓練とを綜合して衛生教育(健康教育)といふのである。(中略)……国民学校教育の完遂には、衛生教育就中衛生訓練に期待する所が甚大であると申さねばならない。而して衛生教授は主として担任教師によつてなされ、衛生訓練は主として養護訓導又は学校看護婦の任務に属するが、この両者間には緊密なる連繫を必要とすることは言ふまでもない。」

そして衛生訓練を日常衛生訓練(基礎的衛生訓練)と特殊の衛生訓練(応用的衛生訓練)の2種類に分け、以下の内容をあげている。

日常衛生訓練(基礎的衛生訓練)

(1)身体の衛生訓練(2)被服類の衛生訓練(3)環境の衛生訓練(4)食事上の衛生訓練(5)学習作業上の衛生訓練

特殊の衛生訓練(応用的衛生訓練)

(1)疾病予防の訓練(2)疾病看護の訓練(3)救急処置法の訓練

ここでも衛生教育にふれてはいるが、まずは衛生訓練の徹底を協調する考えが現れている。

実際に各地の教育現場では文部省の方針を踏襲し、衛生訓練の徹底が実行されていたと思われる。例えば甲府市穴切校の浅井曠は雑誌「日本教育」(1943)において「衛生の科学があつて健康を建設するのではなくして健康は科学以前のものである。人間活動としての衛生行としての衛生生活が吾々の生命を衛り健康を建設するのである。知行合一の衛生生活そのものが即ち吾々の健康であると言うても過言ではあるまい。」「……体力国策とは言ふまでもなく学校に於ける体育運動、学校衛生、健康教育の三者を其の内容とするのであるが、教育を通しての健康生活の指導言ひかへれば衛生生活の実践陶冶に重点が置かれねばならないので

ある」と述べている<sup>1)</sup>。

また奈良女子高等師範訓導であつた小笠原三雄(ママ)は雑誌「日本教育」(1943)において、「全教科の学修と衛生訓練は密接不可分の関係を有する」ものであるとの観点から「国民学校における衛生訓練の機構」として「国民科(修身)」、「理科」、「体錬科」、「芸能科」、「実業科」のすべてにわたる衛生訓練の関連内容の取扱を主張している<sup>33)</sup>。そして修身については「使命に照して衛生生活の要を自覚させるところに国民科修身の生命がある」とし、理科算数でも「食餌と睡眠、食事の時間等につき数量的に考察させ、衛生訓練の徹底を図る」あるいは、「呼吸、脈、体温等の生理的特性について知らしめ、衛生生活の基礎たらしめること」、そして理科算数では以下のように衛生訓練或いは衛生教育の中心性格を提示している<sup>34)</sup>。

- (1)季節にしたがつて衛生事項の指導をなすもの(初1「雨あがり」「冬の衛生」)
- (2)行事に則った口腔、歯牙の衛生(初二、護歯日における「むし歯」)
- (3)食料に関心を持たしめて衛生訓練を徹底させるもの(初三「梅トアズ」)
- (4)初冬の季節に因んで衛生事項を実践させるもの(初四「ウガヒ」)
- (5)夏季の衛生訓練を徹底させてその衣食住を合理化させるもの(初五「夏ノ衛生」)
- (6)自己の使命を自覚させ、身体の機能を理解させてその実践を指導するもの(初六「私タノカラダ」)

それに比して体錬科については、「『身体の清潔、皮膚の鍛錬、救急看護』の三項目をあげてその徹底を期している。これによつて思ふに、清潔は衛生の消極面、鍛錬はその積極面、救急看護は実務的処理面であつて、ここに衛生観の積極化を如実に知ることが出来る」と一定の評価はしているが、体錬科「衛生」の衛生教育上の実質的役割は必ずしも大きいとはいへなかつたことを示している。

### Ⅲ. 体錬科「衛生」の新設とその性格

国民学校令制定に向けての教育改革は、1937(昭和12)年の内閣の諮問機関である教育審議会の設置及びそれに対する諮問「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」に

始まっている。それに対する答申は、1938(昭和13)年12月の教育審議会第10回総会において行われているが、その時点で後の国民学校令の大部分はできあがっている。体錬科を設置し、その中の体操領域に「衛生」に関する内容を組み入れることもこの答申に示されている。

この時期の教育改革は、国民学校の目的の「皇国ノ道二則リテ普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ成ス」という文章に現れているように、国家主義的色彩が強く、鍛錬を重視する性格を有している。その結果として、体錬科に対する期待は大きく、戦時体制が進行するに従ってその傾向は一段と増していつている。その様な体錬科の設置及び役割について、当時文部事務官であった羽田隆雄は「日本体育道」(1945)の中で、「大東亜体育を振興する事項」として、「(1)体育運動の刷新、振興と目標、方法、教材の刷新、(2)武道、教練、体育訓練の拡充、強化、(3)国民の衛生、養護の刷新、拡充」をあげると共に、前述のような体錬科の全体的性格を明らかにしている<sup>3,6)</sup>。ところで羽田は体錬科における「衛生」について、雑誌「日本教育」(1941)の中で、「体錬衛生が重要な部分である」と述べ、更にその理由として、「……体錬運動は、活動的な身体動作を主要な部分としているのであり、体育内容の精神的部面であるが、体錬衛生は身体の健全なる発達を図ることが主要な部分であり、体育内容の消極的部面である」と述べている<sup>4)</sup>。しかしこれは体操の中に位置づけられた「衛生」を指しているわけではない。

また戸倉ハルも体育の立場から「文部時報」(1941)において、「国民学校體錬科教材中に衛生が入った」根拠は、「鍛錬と養護、運動と衛生が一體とならなければならぬ」からであると述べ、「教材」という言葉こそ用いてはいるが、内容的には羽田と同様である<sup>49)</sup>。

実際に国民学校令による体錬科「衛生」の教授方針は、「衛生ニ於テハ身体ヲ清潔ニシ皮膚ヲ鍛錬スル等衛生上ノ基礎的訓練ヲ重シ漸次其ノ程度ヲ進メ救急看護等ヲモ加フルコト」とされ、その教授要目は、1942(昭和17)年9月に次官通牒として示された。その時期は国民学校体制がスタートしてから1年半後であり、なおかつ通牒といったいわば軽い提示のしかたであった。この点について文部省としては、その扱いを流動的に考慮するためであると説明しているが、実際に

はその設立過程において、衛生訓練或いは衛生教授等に関する明確な意見の一致がみられなかったことが伺える。

例えば大西は体錬科「衛生」設立の前年に「体錬科中心健康教育要義」(1940)において、決定されるであろう内容を次のように予測(例示)している。それは、「身体の清潔」、「皮膚の鍛錬」、「食事の訓練」、「採光と換気」、「疾病の予防」の5項目であり、高等科ではそれに「看護実習」と「救急訓練の実施」を加えるべきであるとしている<sup>36)</sup>。

しかし結果的にその内容は、上記の教授方針に従い、「身体の清潔(身体の清潔、口腔の清潔)」、「皮膚の鍛錬(薄着、摩擦)」、「救急看護」の3項目とされた。

このように3項目に絞られた根拠は、実施時間を勘案しながら、授業の場面で実際に実施可能な訓練内容を中心に限定したと考えられる。この内容について小林茂雄(文部省体育官)は雑誌「学校衛生」(1942)において、「体錬科体操における衛生の教材は、かやうな意味において、児童の生活指導を中心とする躰、訓練としての身体的修練であり、衛生の基礎的訓練を通しての健康生活の実践力を培うもの」と位置づけていた<sup>12)</sup>。その一方で、「衛生知識を体得せしむるには、その指導の上に衛生知識を体得せしむるが如き事項及び方法が必要」であり、「単なる知識として授ける」のではなく、「実践方法に関する知識を体験することの必要性を述べている<sup>13)</sup>。しかし知識と実践(行動)との関係等についてそれ以上踏み込んでいないわけではない。

またこの内容決定に至る過程では、文部省の学校衛生関係者(竹内光春ら)による原案作成段階としては、戦後の学校体育指導要綱(試案)における衛生関係の内容に近い、理論面の学習を含めた9項目が構想されていたとされる<sup>45)</sup>。注6)

ところで体錬科における衛生的側面(内容)の重視という観点から見ると、教科全体を通しての衛生的配慮(衛生養護)と「衛生」における衛生訓練という2つのことが意図されていることが判る。この衛生養護とは、運動を指導するに当たって、その環境、児童自身の体調、児童の行動等に注意し、運動の質や量の調節を適宜行うことである。この点に関しては体育関係者も「鍛錬と養護」或いは「運動と衛生」を一体として捉える必要性を認め、その意図に基づき体錬科に「衛生」

が位置づけられたとしている。しかしここで言う「運動と衛生」の衛生は、実際の内容は衛生訓練であり、これが運動と一体として捉えることである、との解釈は適切とはいえない。それは単なる国民学校令の方向目標を述べているにすぎないことになる。

また広島高等師範学校の中尾勇は「健康教育の基準（1939）において、「衛生」の実施時間は体錬科の中で独立させられるのではないかという観測をしていたが<sup>21)</sup>、結果的には実現されなかった。更に当時あっては衛生知識の教授の必要性に関しては極めて評価が低く、「課外に一週一時か又は月二時間位実施する程度が適当」という程度に考えられていた実状を中尾は指摘している<sup>22)</sup>。

総じて見れば大西が指摘するように、体錬科「衛生」の設置は「教育改善の一つの動向」ではあるが、「厳密なる意味における体操の教材ではな」く、「便宜上体操の時間に於いて指導せられ、訓練せられる」という結果に落ち着いたといえる<sup>38)</sup>。

尚、井上一男は「学校体育制度史」（1959）において、体育の歴史的推移を考察する中で、この時期に「この衛生が体操の中に加えられたことは、従来の体操科との差異の一つであり、鍛錬を中心と考えた時代に衛生を加えたことは一つの進歩と見ることが出来る」と述べ、一定の評価をしているが<sup>5)</sup>、その判断の根拠は定かでない。

#### IV. まとめ

国民学校令の制定という形で具体化された戦前の教育改革において、戦時体制下における国民の健康・体力の向上の必要性から、衛生に関する教育の振興は重視されてきた。その際の実策は、大別して衛生知識の普及としての衛生教授と、実践的な衛生習慣の形成を目指した衛生訓練といった2つの領域であるが、その両者の中心として期待されていたのは、体錬科「衛生」ではなく理科系の領域であったといえる。これは後の保健教育の目標及び内容のかなりの部分が、当時の他教科、特に理科の中に存在していたことに起因する。更にそれに加えて、体錬（体育）科という教科の中で衛生（保健）に関する知識の教授を行うということは、当時においては殆ど構想されてなかったこともその理由であると判断される。

結論的には体錬科「衛生」は衛生知識の教授の場としての役割は全く果たしていないと同時に、

衛生訓練の場としてもその役割は決して大きくなかったと判断できる。

また体錬科に「衛生」領域を設置したことは、昭和初期以来各地で構想され或いは要望されてきた衛生に関する独立した教科とは、この時点では無縁のものといえよう。

しかし、便宜的な位置づけとはいえ、後の保健教育（保健学習）の時間枠の確保につながる可能性を残したという点では画期的といえる。ただしその当時のみならず将来において体錬科の中に保健教授を位置づけることの理論的背景或いは展望は存在しなかったことは確かである。これは今日の保健学習と体育科教育の関係についての問題の始まりともいえる。

尚、本研究の概要は第47回日本学校保健学会（福岡）において発表した。

#### 注

注1) そのような状況下において、児童生徒の健康や体位体格の向上問題等は重要課題と位置づけられ、学校衛生に関してはその他にもいくつかの新しい制度が発足している。例えば、1937（昭和12）年の身体検査規程の改訂の中で、心身に疾病異常や障害を有する者への対応を重視し、その延長で国民学校においては養護学級又は養護学校の設置が定められた。また教授、訓練、養護が強調されることとなり、「心身ヲ一体トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クルコト」という教育方針の下に、それまで正式な教育職員ではなかった学校看護婦等を養護訓導という名称の下に学校職員の一員として位置づけた。これは現在においても世界に例を見ない制度である

注2) 佐野幸雄（神戸市楠高等小学校）は「国民教育ノ基礎トシテ衛生科設置」は「急務」であると指摘している。その根拠として、「1、当局ガ国民保健衛生思想ノ普及徹底ニ対シテ其ノ指導ガ充分デナイ事」と「2、国民ガ基礎的知識ノ獲得ニ不十分デアル」ことの2点をあげ、その解決策として「文部省八小学校ニ「衛生科」ノ一科目ヲ特設シ、之レニ必要ナル教科書ヲ編纂シ適當ナル指導者ヲ教壇ニ立タシメル」ことを提案している。

（日本学校衛生 26-4 16年7月 279-280）

注3) 当時の衛生教育或いは健康教育という概念は、

多様に用いられていた。その中で大西永二郎は健康教育を狭義に解釈(知的・行的指導陶冶に限定)する一方で、学校体育を極めて広義にとらえている。すなわち「鍛錬的体育(体育運動)」、「養護的体育(学校衛生)」、「健康教育(健康の知行訓練)」といった3つの方法が一体となり、「学校体育をなす」としている。また「課外に於いて作業・体育運動・衛生訓練等の実施が教科の延長として一つの体系をなし、学校に於ける衛生養護施設は、教科と合せ一体としての組織力・組織化」の必要性を強調している。

注4) 当時の衛生訓練の台頭や推移に関しては以下が詳しい。

滝沢利行 学校保健指導の体系化に関する考察<sup>(2)</sup> 東京大学教育学部紀要第27巻1987年447-456

注5) 東京女子高等師範教授の堀七蔵は、当時の理科教育の方向転換と、教育現場での混乱に関して次のように述べている。

「……科学的知識を児童生徒に授けることを目的となす理科教育は過去のものとなっている。」にもかかわらず、現場教師の多くの意識は変わっていない。これでは国民学校令のねらいに沿った理科教育の刷新は出来ない。理科教育において、「人体の構造・機能を明らかにさせ、保健衛生の実践を指導し国民体位の向上をはかること」が必要である。(理科教育の刷新 日本教育 2-7 17年10月)

注6) 当時文部省で学校衛生関連の職務を分担していた竹内光春は「歯界展望/別冊(1981)において、「文部省での行政経験から得たこと」と題する文章の中で以下のように述べている<sup>45)</sup>。「われわれ事務当局では、衛生教育の特設時間を『体錬科』『衛生』として設けることを意図し、理論面も含めた9項目に及ぶ原案を作成していたが、施行直前になって、体錬科という時間に行うという性質上、机上の学習の部分が削除され、一段下がったものになってしまったのは残念であった。」

更に戦後の学校体育指導要綱(試案)における「衛生」に関する8項目は、前述の9項目を改変したものであると述べているが、いずれについても原案自体と審議経過等の記録が確認されておらず、その点からすると推論の域

を出るものではない。

ただし、指導要綱の原案の段階では、「身体の清潔」、「衣食住」、「皮膚の鍛錬」、「姿勢」、「測定」、「傷害の防止」、「疾病の予防」、「看護及び救急処置」の8項目であったことは確認されている。(国立教育研究所：戦後教育資料2-15)

#### 引用文献

- 1) 浅井 曠(1943): 吾校に於ける夏季衛生指導方案, 日本教育, 3-4: 70
- 2) 藤田和也(1978): 「学校保健計画実施要領」, 体育科教育, 26-8: 45-48.
- 3) 羽田隆雄(1945): 日本体育道, 目黒書店, 東京, pp.317-318.
- 4) 羽田隆雄(1941): 体育国策の課題, 日本教育, 1-3:34.
- 5) 井上一男(1959): 学校体育制度史, 大修館書店, 東京, pp.129.
- 6) 入江克己(1986): 日本ファシズム下の体育思想, 不昧堂書店, 東京, pp.225.
- 7) 石山脩平(1941): 日本教育, 1-3, pp.111.
- 8) 木村貞雄(1938): 健康教育の実践, 創文社, 東京.
- 9) 木下秀明(1971): 日本体育史研究序説, 不昧堂出版, 東京, pp.214-219.
- 10) 同上 pp.218.
- 11) 同上 pp.219.
- 12) 小林茂雄(1942): 国民学校体錬科における衛生の指導(一), 学校衛生, 22: 6.
- 13) 同上 8.
- 14) 近藤政義(1945): 国民学校衛生, 平路社, 東京, pp.211-224.
- 15) 同上 pp.210
- 16) 三浦正行(1995): PHWの戦後改革と現在, 文理閣, 京都.
- 17) 三浦正行(1993): 戦後日本の学校保健の確立とGHQ(占領軍総司令部)の役割と評価, 平成4年度科学研究費補助金(一般研究C萌芽的研究)研究成果報告書.
- 18) 森 昭三, 戸野塚厚子(1985): ヘレン・マンレー女史と『学校保健計画実施要領』, 学校保健研究, 27-12: 585-591.
- 19) 中尾 勇(1939): 健康教育の基準, 賢文館, 東京, pp.47-48.
- 20) 同上 pp.329.
- 21) 同上 pp.328.



- 22)同上 pp.329.
- 23)中園伸二(1988):昭和前期における健康教育に関する一考察,東京大学教育学部紀要28:409-418.
- 24)日本学校衛生協会(1942):日本学校衛生,27-8:574-576.
- 25)日本学校保健会(1973):学校保健百年史,第一法規出版,東京,pp.132.
- 26)同上 pp.143-144.
- 27)同上 pp.139-140.
- 28)同上 pp.143-144.
- 29)日本学校保健会(1986):日本学校保健会六十年史,第一法規出版,東京,pp.41,pp.103-106.
- 30)野村良和(1991):学校保健理論に関する研究(Ⅱ) 領域構成論の検討,筑波大学体育科学系紀要14:148-149.
- 31)野村良和(1994):帝国学校衛生会の設立経緯に関する研究,筑波大学体育科学系紀要17:217-223.
- 32)野村良和(1999):「学校保健計画実施要領」の歴史的役割に関する研究,第46回日本学校保健学会講演集,pp.596-597.
- 33)小笠原ミチ雄(1943):衛生に関する生活訓練,日本教育,3-5:35.
- 34)同上 35-36.
- 35)大西永次郎(1940):体錬科中心健康教育要義,右文館,東京,pp.7.
- 36)同上 pp.58-63.
- 37)大西永次郎(1939):健康教育の概念,学校衛生,19:20-29.
- 38)大西永次郎(1940):国民学校と健康教育(下),学校衛生,20:826.
- 39)沢山信一(1978):保健教育の成立基盤,体育科教育,26-6:44-47.
- 40)沢山信一(1978):「学校体育指導要綱」,体育科教育,26-7:52-55.
- 41)嶋田忠男(1942):国民学校衛生要義,聖紀書房,東京,pp.98-99.
- 42)杉浦守邦(1975):(編)黒田芳夫 教師のための学校保健,教育史における学校保健,ぎょうせい,東京,pp.573-574.
- 43)高橋忠次郎(1906):理論実際小学遊技教科書,榊原文盛堂,東京,pp.66.
- 44)高島平三郎(1904):体育原理,育英社,東京,pp.198.
- 45)竹内光春(1981):文部省での行政経験から得たこと,歯界展望別冊・日本の歯科医療:128.
- 46)詫間晋平(1969):学校保健教育,(編)岡津守彦「戦後日本の教育改革7教育課程各論」,東京大学出版会,東京,pp.556.
- 47)戸野塚厚子,森 昭三(1986):「保健」免許の成立過程に関する研究,学校保健研究,28-6:278-284.
- 48)田邊信太郎ほか(1983):「健康教育」の概念に関する一考察,東京大学教育学部紀要第23巻,pp.241-264.
- 49)戸倉ハル(1941):體育上における禮法要項の取扱,文部時報,739:10.